平成２３年（フ）第６７号
千葉県匝瑳市吉崎573番地１
破産者　伊藤　由一
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０号
千葉県香取郡多古町出沼175番地49　サンマリーク101号
破産者　飯島　正之
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９号
千葉県旭市川口3438番地22
破産者　石毛　　孝
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６９６号
横浜市磯子区磯子２丁目20番50号　ドルフ安藤橋Ⅲ602号、開始決定時の住所横浜市磯子区磯子２丁目９番16―111号
破産者　中里　勝也
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８０８号
横浜市西区楠町７番地１　シルエタワーヨコハマ509号
破産者　堀籠明樹子
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７０号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目６番23号
破産者　浅岡　正信
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７３１号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目８番地の10　太田アパート
破産者　諸星　義明
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９３７号
神奈川県南足柄市怒田815番地　ブリーズハウスⅠ　101、破産手続開始決定時の住所神奈川県南足柄市三竹130番地９
破産者　髙橋　忠一
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１９９号
神奈川県秦野市戸川506番地の13、登録原票記載事項証明書上の住所神奈川県秦野市八沢1146番地
破産者　林朝子こと　韓　　朝子
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２９３号
富山市西中野本町７番７号
破産者　細井　政雄
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６０号
富山市今泉293番地１
破産者　小澤　明雄
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６１号
富山市今泉293番地１、前住所富山市小杉783番地６
破産者　清水めぐみ
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２０号
長野市大字栗田597番地１
破産者　小林　政之
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
長野市稲田１丁目６番５号
破産者　長原　和樹
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
長野市大字柳原1710番地２　小林戸建
破産者　河野　文枝
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
静岡県沼津市大岡539番地の１　リバーサイドマンション105
破産者　佐々木由美子
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
静岡県沼津市大岡539番地の１リバーサイドマンション105号
破産者　松本　利明
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
静岡県三島市中央町６番30号　中央ハイム202
破産者　齊**藤**　　勝
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７９１号
愛知県岡崎市大和町字西六反43番地９
破産者　栗本　孝子
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係